

令和4年11月30日 招 集

## 令和4年第7回本市議会定例会追加議案

山形県村山市



## 付 議 事 件 目 次

- 1 議第63号 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について…………… 5
- 2 議第64号 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・ 7
- 3 議第65号 令和4年度村山市一般会計補正予算（第6号）…………… 別冊
- 4 議第66号 令和4年度村山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和4年12月16日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫



## 議第 63 号

### 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 について

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

### 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (案)

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和 32 年村山市条例第 23 号)の一  
部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項及び第 4 条第 3 項中「100 分の 160」を「100 分の 162.5」に改める。  
附則に次の 1 項を加える。

15 令和 4 年 12 月に支給する期末手当に関する第 2 条第 3 項及び第 4 条第 3 項の規  
定の適用については、第 2 条第 3 項及び第 4 条第 3 項中「100 分の 160」とあるの  
は、「100 分の 165」とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正  
規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市特別職に属する者の給与等に関する条例（以下  
「新条例」という。）附則第 15 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の村山市特別職  
に属する者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例  
の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市長等及び議会の議員の期末手当の支給割合について改定するためこれを提案する。

議第64号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年村山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員等の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員等		円	円	円	円	円	円
	1	151,700	201,300	237,200	269,200	295,100	325,200
	2	152,800	203,200	238,700	271,000	297,300	327,400
	3	154,100	205,000	240,000	272,700	299,600	329,700
	4	155,200	206,700	241,600	274,700	301,700	331,900
	5	156,300	208,300	243,200	276,500	303,700	334,200
	6	157,500	210,200	244,800	278,400	305,900	336,200
7	158,600	211,800	246,200	280,300	308,100	338,400	

8	159,700	213,600	247,600	282,400	309,800	340,700
9	160,800	215,300	249,200	284,500	312,000	342,800
10	162,300	217,100	250,500	286,400	314,300	345,100
11	163,600	218,800	252,000	288,600	316,500	347,200
12	164,900	220,600	253,400	290,500	318,800	349,400
13	166,300	221,900	254,700	292,600	321,000	351,400
14	167,800	223,700	256,100	294,600	323,000	353,500
15	169,300	225,200	257,400	296,500	325,300	355,600
16	171,000	227,000	258,600	298,000	327,400	357,600
17	172,200	228,700	260,000	300,100	329,600	359,400
18	173,600	230,300	261,500	302,100	331,600	361,500
19	175,000	231,700	263,100	304,200	333,800	363,400
20	176,400	233,300	264,800	306,200	335,800	365,300
21	177,900	234,900	266,400	308,200	337,800	367,200
22	180,400	236,500	268,200	310,200	339,900	369,200
23	183,000	238,100	269,800	312,300	342,000	371,200
24	185,600	239,500	271,600	314,400	344,100	373,200
25	188,100	240,900	273,500	316,300	345,700	375,200
26	189,900	242,200	275,400	318,400	347,600	377,100
27	191,400	243,600	277,200	320,600	349,600	379,200
28	193,100	244,800	279,000	322,600	351,500	381,200
29	194,700	245,900	280,700	324,600	353,300	382,800
30	196,300	247,000	282,500	326,600	355,200	384,600
31	198,200	248,000	284,400	328,800	357,200	386,500
32	199,900	249,000	285,800	330,900	359,000	388,100
33	201,300	250,100	287,500	332,400	361,000	390,000
34	202,900	251,200	289,300	334,400	362,800	391,400
35	204,400	252,300	291,100	336,400	364,600	392,900

36	205,800	253,400	292,900	338,500	366,400	394,600
37	207,100	254,300	294,500	340,500	367,800	396,000
38	208,400	255,800	296,100	342,400	369,100	397,200
39	209,600	257,100	297,900	344,500	370,600	398,500
40	210,800	258,700	299,800	346,400	372,000	399,600
41	212,100	260,000	301,500	348,400	373,300	400,700
42	213,500	261,200	303,300	350,300	374,200	401,900
43	214,600	262,700	305,000	352,100	375,300	403,200
44	215,900	263,900	306,600	354,100	376,400	404,300
45	216,900	265,100	308,300	355,600	377,200	405,000
46	218,300	266,400	310,000	357,100	378,200	405,700
47	219,400	267,700	311,700	358,600	379,100	406,400
48	220,600	268,800	313,400	360,100	380,000	407,200
49	221,800	270,100	314,500	361,800	380,900	407,800
50	222,800	271,100	316,100	362,600	381,800	408,400
51	223,500	272,400	317,600	363,800	382,600	408,900
52	224,600	273,700	319,300	364,800	383,400	409,300
53	225,800	274,700	320,900	365,800	384,100	409,700
54	226,700	275,800	322,500	366,900	384,800	410,000
55	227,500	277,100	324,200	367,800	385,500	410,300
56	228,300	278,500	325,700	368,900	386,300	410,600
57	229,000	279,500	327,200	369,800	386,800	410,900
58	229,700	280,500	328,500	370,500	387,400	411,200
59	230,500	281,600	329,700	371,200	388,000	411,500
60	231,300	282,700	330,900	371,900	388,700	411,800
61	231,800	283,900	331,700	372,300	389,100	412,100
62	232,700	284,900	332,600	372,900	389,800	412,400
63	233,400	285,700	333,400	373,700	390,500	412,700

64	234,200	286,800	334,200	374,400	391,100	413,000
65	234,700	287,600	335,100	374,700	391,500	413,300
66	235,300	288,500	335,500	375,400	392,100	413,600
67	236,200	289,300	336,300	376,100	392,700	413,900
68	237,100	290,200	337,100	376,800	393,300	414,200
69	237,800	291,200	337,900	377,100	393,700	414,400
70	238,500	292,000	338,600	377,800	394,300	414,800
71	239,000	292,800	339,300	378,500	394,800	415,100
72	239,800	293,600	340,100	379,100	395,300	415,400
73	240,500	294,500	340,600	379,400	395,600	415,600
74	241,100	295,000	341,200	380,000	396,000	415,900
75	241,800	295,400	341,700	380,700	396,400	416,200
76	242,400	295,900	342,300	381,300	396,800	416,400
77	243,100	296,000	342,600	381,800	397,100	416,600
78	243,800	296,400	343,100	382,300	397,400	416,900
79	244,500	296,600	343,500	382,900	397,700	417,200
80	245,100	297,000	344,000	383,400	398,000	417,400
81	245,700	297,200	344,500	383,900	398,200	417,600
82	246,300	297,400	345,000	384,500	398,600	417,900
83	247,000	297,800	345,500	385,000	398,900	418,200
84	247,700	298,100	346,000	385,300	399,100	418,400
85	248,200	298,400	346,300	385,700	399,300	418,600
86	249,000	298,700	346,700	386,300	399,600	
87	249,700	299,000	347,200	386,700	399,900	
88	250,400	299,400	347,600	387,100	400,100	
89	251,000	299,700	347,900	387,500	400,300	
90	251,500	300,100	348,400	388,000	400,600	
91	251,900	300,400	348,900	388,400	400,900	

92	252,400	300,800	349,300	388,800	401,100
93	252,700	300,900	349,500	389,100	401,300
94		301,100	349,900		
95		301,500	350,400		
96		301,900	350,800		
97		302,100	350,900		
98		302,400	351,400		
99		302,900	351,800		
100		303,300	352,100		
101		303,500	352,400		
102		303,800	352,800		
103		304,200	353,200		
104		304,500	353,600		
105		304,700	354,100		
106		305,000	354,500		
107		305,400	354,900		
108		305,700	355,300		
109		305,900	355,800		
110		306,300	356,200		
111		306,800	356,500		
112		307,100	356,900		
113		307,200	357,400		
114		307,500			
115		307,800			
116		308,200			
117		308,400			
118		308,600			
119		308,900			

	120		309,200				
	121		309,600				
	122		309,800				
	123		310,100				
	124		310,400				
	125		310,700				
再任用職員		191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第23条に規定する者を除く。

第2条 村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員等の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円
	191,700	219,800	260,500	280,300	295,800	321,400

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の村山市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の村山市一般職の職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

## 提案理由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、勤勉手当及び給料表の改定等を行うためこれを提案する。